

1 かつバ

棄権は危険です

国勢に繁栄させよう

あなたの一票を



6月27日は投票日
参議院議員選挙

▼ 投票所

第一投票所 鹿部村第一集会所
(函バス車庫の裏)

第二投票所 本別青年研修所

第三投票所 大岩公民館

第四投票所 出来潤集会所

第五投票所 シンベ集会所

第六投票所 宮浜公民館

▼ 投票時間

午前7時から午後6時まで

▼ 開票日

即日開票 (午後7時30分から)

場所 村役場会議室

選挙特集号

不在者投票

に
た
る
か
で

投票当日(六月二十

七日)にやむを得ない

事由で投票できない入

院中の患者や妊娠婦、

けがや病気のため歩

ことが困難な人、投票

当日やむを得ない用事

で旅行または出張する

人達のために、不在

者投票

出稼者は不在者投票をすませてから

がってください。

▽鹿部以外の町村からの請求の仕

方

六月四日～六月二十六

日までの間でできます

▽手続はかんたん

①不在者投票をしま

うとする選挙人は

投票当日の前日

(六月二十六日)

②鹿部村選管からその人宛直接

郵送します。

③この郵送を受けとったら、中

を開封することなく、そのま

ゝ自分のいる町村の選管に行

き投票をします。

あとはその町村の選管職員の指

示にしたがってください。

▽出漁前不在者投票を

投票当日の午前七時から午後六

時までの間に

出漁しなければな

らない方

々は前記

のような方法で不在者投票をす

ませてください。

▽不在者投票のできる時間

六月四日～六月二十六日までの

毎日午前八時三十分～午後五時

までできます。(日曜祭日でも

できます。)

棄権をなくして

明るい選挙

わたくしたちの日常生活は政治

に直接むすびついています。

税金や物価が高くなったり、安

くなったりするのも、道路や橋を

なおしたりするのも、学校や住宅

を建てたりすることも、すべて政

わたくしたちの生活が向上する

か、わるくなるかは選挙によっ

てきまります。

このように有権者の意見を政治

に反映させる唯一の手段となる国

民に与えられた選挙権をむざむざ

入場券は

届きましたか

入場券は各区長さんを通じて、

各家庭への配布をお願いしており

ます。まだ届いていない方は選挙

管理委員会に申し出てください。

選挙当日よく入場券を忘れてく

る人がおりますが、入場券を忘れ

てきますと、受付が混雑すること

になります。

選挙当日は入場券を忘れないで

ください。

無効投票を

なくしましょう

せっかく投票しても、次のよう

な投票は無効となり、棄権したの

と同じ結果になります。

①何も書かないで白紙で投票した

もの

②定められた投票用紙以外のもの

を使用したもの

③候補者でない者の氏名を記載し

たもの

④二人以上の候補者の氏名を書い

たもの

⑤候補者のほかに余計なことを書

いたもの

⑥誰の氏名を書いたかわからない

もの

棄権防止のために

サイレンを吹鳴します

六月二十七日の選挙投票当日に

は、棄権防止のためと明るく正し

い選挙啓発のために、次のとおり

サイレンの吹鳴をします。火

災とまちがわないうご注意くだ

さい。

サイレン吹鳴の時間

午前七時(投票開始)

正午

午後五時(投票終了一時間前)

投票順序



6月27日に 選挙のできる人、できない人

▽選挙権

年令満二十才以上の
人で引続き三ヶ月以上
鹿部村の区域内に住所
のある人は選挙権があ
ります。

▽選挙人名簿

選挙権があっても選
挙人名簿に登録されて
いませんと投票するこ
とができません。
この名簿は永久選挙
人名簿といわれ、登録
には次の三種がありま
す。

△定時登録▽

毎年九月一日現在で
住民基本台帳に登録さ
れている人の中から、
選挙人名簿登録の条件
にあった人を選挙管理
委員会が職権で九月十
日に登録します。

翌十一日から十五日
までの間縦覧して誤り
を訂正します。

△選挙時登録▽

選挙を行なうにつどつ
くられる名簿のために
登録することです。

定時登録後、選挙権
を得た人や洩れている
人のために作られるの
です。このたびの参議
院議員選挙では次の表
にあてはまる人が新し

く登録される人です。

△補正登録▽

定時登録や選挙時登録をしたあ
と選挙人名簿に登録される資格が
ありながら、登録されていないこ
とがわかったときは、その人をた
だちに登録します。

この時も住民基本台帳に登録さ
れていることが条件になります。

※住所要件

三ヶ月以上鹿部に住所がなけれ
ば選挙人名簿に登録されません。
同一区域内に三ヶ月以上住所の
ある人はよいのですが、他の市町
村から転入してきた人は住民基本
台帳に転入届をした日から三ヶ月
以上たっていないければ選挙人名簿
のりません。

投票所内では

こんな注意を

▼投票所内での立話しや、長話し
とくに候補者の噂をすることな
どはやめてください。

▼代理投票をする人を投票所内の
記載台まで連れてこなくても、
投票所内では係員にまかせてく
ださい。

▼紙などを記載台や場内にちらか
さないでください。

▼記載台で自分の記載する候補者
の名前を口に出不さないでくださ
い。

◎投票当日の開票参観人は先着三
十人までです。参観人は係から
番号札を受け取ってください。

年令要件	住所要件	その他
昭和26年6月28日までに生まれた人	6月2日を基準日として、鹿部村に3月2日までに転入してきた人 (転入してから3ヶ月以上経過している者) 3月2日以後の転入者には選挙権はありません	6月2日を基準日として、2月1日以前に鹿部村から出て行った人(転出者)は鹿部村では選挙はできません。 (転出して4ヶ月を経過していれば抹消)これらの人は鹿部村の選挙人名簿からは抹消されています。 また、2月1日以降の転出は鹿部村で投票できます。 (4ヶ月に満たない者で表示されている者)

各投票所の投票管理者

と投票立会人氏名

▽第一投票所(鹿部第一集会所)

投票管理者 浜村 正三郎
同職務代理者 浜村 正夫
投票立会人 庭田 浄蔵

山本 正志
大黒 スエ

▽第二投票所(本別青年研修所)

投票管理者 古城 猶吉
同職務代理者 佐々木 成克
投票立会人 平田 徳太郎

込山 米子
野場 ナミ

▽第三投票所(大岩公民館)

投票管理者 飯田 長一郎
同職務代理者 長幡 隆志
投票立会人 榎谷 秀作

藤林 栄作
渡辺 トヨ

▽第四投票所(出来淵集会所)

投票管理者 小田 輝次
同職務代理者 小玉 健
投票立会人 中島 今日太郎

横山 周三郎
山口 繁秋

▽第五投票所(シンベ集会所)

投票管理者 松崎 繁四郎
同職務代理者 岡崎 英夫
投票立会人 岩井 喜代松

飯田 常太郎
小山 トセ

▽第六投票所(宮浜公民館)

投票管理者 池田 義雄
同職務代理者 橋本 健蔵
投票立会人 家保 新次郎

齋藤 セツ
川口 セツ



選挙違反の知識

▽戸別訪問の禁止

公職選挙法では何人であっても選挙運動のために戸別に家庭を訪問してはならないことになっています。

この中には個人演説会の開く日時を知らせるために戸別毎に歩くことも含まれます。

訪問とは、必ずしも家の中に入ることばかりでなく、門前、軒下なども含まれますので注意しましょう。

▽飲食物提供の禁止

飲食物とは、なんら加工をしなくとも、そのまま飲食できるもの料理、弁当、酒、ビール、ジュース、菓子、果物などをいい、これらの提供は、候補者が選挙人や運動員に出すことはもちろん、第三者が候補者や運動員に出すのも禁止されます。

▽ポスター掲示場へのいたずら
ポスター掲示場は村内三十四ヶ所に設置されております。

このポスター掲示場をこわしたり、ポスターをやぶいたり、いたずら書きをしたりすると罰せられますから注意してください。

投票の順序……変わりました

地方区・全国区別に二回投票

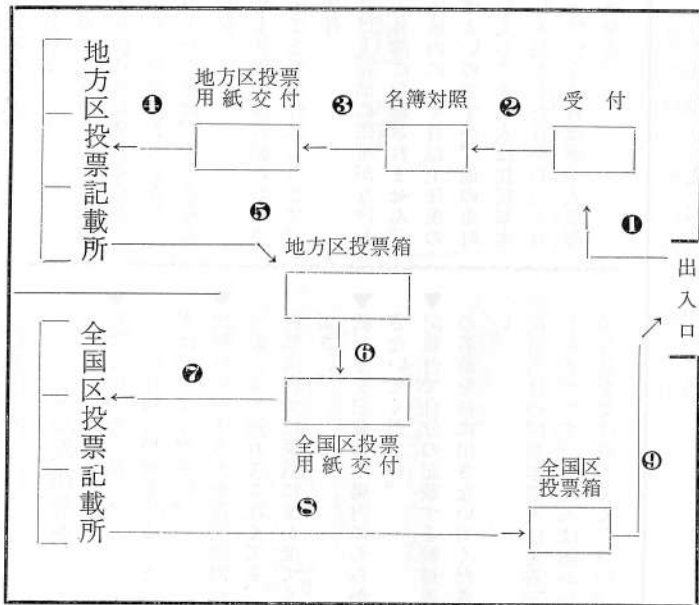
今回の参議院議員選挙より地方区、全国区別に二回投票するようになりました。

これは従来のように地方区も全国区も同時に記載し、同時に投票箱に入れておりましたが、これらの投票の中には地方区の投票用紙に全国区の候補者の名を記載するまちがいが数多く見受けられました。そのため、せっかく投票しても無効となってしまうために、今

回からは地方区の投票用紙を先に交付し、地方区の方の投票を先にします。そのあと、全国区の投票用紙をもらって全国区の投票をすることになります。したがって入場券も二度使います。

くわしい投票の順序などは、二ページから三ページにかけて載っている下欄のマンガを参考にしてください。

会場見取図



この一票まかせて悔いのない人へ

棄権しないで投票しましょう

投票記載をまちがわないようにしましょう

全国区は～黄色地に赤字印刷

地方区は～桃色地に黒字印刷